

市民総合相談課(市民生活センター)ごあんない

市民生活に関する相談業務や、生活情報の提供、消費生活講座や出前講座等を実施しています。 **相談無料**

■消費生活相談 TEL 256-0800

- (相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後4時
○消費生活土日祝日電話相談はTEL 257-9002
※土・日・祝日 午前10時～午後4時、電話相談のみ
○インターネットでも消費生活相談を受け付けています。
ホームページのURLは下欄をご覧ください。

■多重債務相談 TEL 256-3160 さいむせろ

(相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後4時
〈弁護士による多重債務特別相談〉

開催日	開催時間
毎週水曜日	午前9時～正午
第1・第3水曜日	午後5時30分～8時30分
第1・第3水曜日の翌週月曜日	午後5時30分～8時30分

いずれも1人当たりの相談時間は45分(面談のみ、電話予約制)

■交通事故相談 TEL 256-2140

(相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後5時

■市政一般相談、法律相談に関する問い合わせ TEL 256-2007

(受付時間) 午前9時～正午・午後1時～午後5時
〈弁護士による法律相談〉

実施場所	開催日	開催時間	定員
市民総合相談課 ※1	月・火・木・金曜日 第2・第4水曜日	午後1時30分～4時 午後6時～8時	15名 12名
各区役所・支所 まちづくり推進課	毎週水曜日	※2	※2

いずれも1人当たりの相談時間は20分(面談のみ)

- ※1 当日午前9時から整理券配布(金曜日、第2・第4水曜日は電話予約制)
※2 各区役所・支所まちづくり推進課にお問い合わせください。

■出前講座、会議室、パネル等貸出しの問い合わせ TEL 256-1110

(受付時間) 午前8時45分～正午・午後1時～午後5時30分

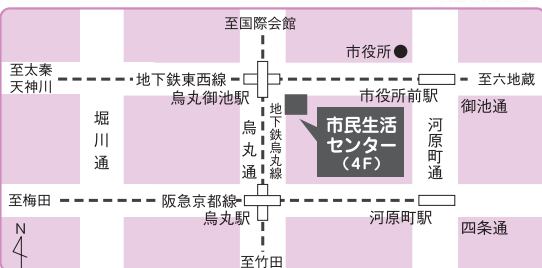
〒604-8186
京都市中京区烏丸御池東南角
アーバネックス御池ビル西館4F
※地図は右図を参照ください。

京都市文化市民局市民生活部
市民総合相談課(市民生活センター)

(FAX) 256-0801
(ホームページ)
http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

閉庁日
12月29日(土)
1月3日(日)
※年末年始

■地下鉄「烏丸御池」駅下車、
「3-1、3-2番出口」から地上へ出てすぐ
※駐車場等はありません。市バス・地下鉄などの
公共交通機関をご利用下さい。



消費者啓発ショートムービーを
配信しています。
パソコン及び携帯から
アクセスしていただけます。



発行:文化市民局 市民生活部 市民総合相談課

本誌に関するお問い合わせは
075(256)1110

2011.春号

生活情報誌

マイシティライフ 208

2 …… 特集 平成22年度「くらしの達人」入選作品決定!!

4 …… くらし百科 私たちの消費行動は社会を変える

5 …… すぐに使えるちえぶくろ 電子マネーって何?

6 …… 消費生活相談の小窓 新しい手口に注意! 貴金属等の買い取りトラブル

8 …… その他 市民総合相談課(市民生活センター)ごあんない ほか

消費生活審議会から答申を受理 ●第2次消費生活基本計画策定へ●

平成23年度からの新たな消費生活基本計画(第2次計画)の策定について、消費生活審議会から答申を受けました。答申された計画案には、「暮らしの総合行政」として、庁内はもとより、関係機関との連携、消費者団体等の関係団体との協働により推進していくべき施策が掲げられており、この計画案を基に、3月末までに計画を策定します。



平成22年11月26日に答申を受理
(右)松岡 久和審議会会長(左)門川 大作市長

生活情報誌「マイシティライフ」が新しくなります

暮らしに役立つ消費生活情報誌として「マイシティライフ」は、昭和59年5月に第1号を発行して以来、市役所案内所や各区役所・支所などでお渡ししてきましたが、次号からは、より多くの方に目を通していただくため、これまでの方式に加え、自治会等单位での回覧方式により、皆様のお手元にお届けすることとしました。これに伴い、誌面を4ページ、発行回数を年2回に変更します。

次号の発行は、平成23年7月1日です。皆様の暮らしに寄り添う、より分かりやすい誌面づくりを目指してまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

引き続き消費者川柳を募集します

次号からも引き続き消費者川柳を募集し、「マイシティライフ」でご紹介します。応募方法は次のとおりです。

応募資格	京都市内在住または通勤通学の方(中学生以下の方を除く)
応募内容	消費生活に関する五・七・五の川柳
応募方法	ハガキまたはA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、市民総合相談課へ郵送またはFAXしてください。ホームページからも応募できます。
その他	毎号1作品を掲載します。作品掲載の謝礼有(トライフ리카カード3,000円分)

発行/平成23年3月1日 ※広告スポンサーと京都市消費生活行政業務とは直接関係ありません。
文化市民局市民生活部市民総合相談課 京都市印刷物 第223213号

大豆油インクを使用しています PRINTED WITH

本誌は古紙パルプを配合しております

今号の消費者川柳

トライフ리카カード
3,000円分
進呈!

エコ上手 買い物上手に 無駄はなし (伏見区在住の方の作品)

マイシティライフでは、市民自らが消費生活についての意識を高めていただく機会とするため、「消費者川柳」を募集しています。

悪質商法や消費者問題への警鐘など、消費者の喜怒哀楽を川柳にしてみませんか!

※応募については、8ページをご覧ください。

京都市

平成22年度「くらしの達人」入選作品決定！！

小学生・中学生を対象に身近な消費生活に関する標語を募集しました。審査の結果、選ばれた入選作品から12点を紹介します。

入選者名は敬称を略し、コメントは原文のまま掲載しています。なお、掲載した作品のほか、奨励賞50点が入選しています。

応募状況 1,191名 2,028点

テーマ①「お金と暮らし」	小学生 201 点	中学生 389 点
テーマ②「食と食生活」	小学生 321 点	中学生 457 点
テーマ③「ケータイとわたしたち」	小学生 201 点	中学生 459 点

京都市長賞
小学生

テーマ②「食と食生活」 北尾 駿弥(安来小学校5年生)

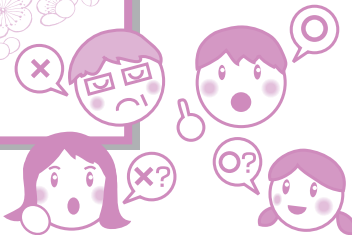
おいしいね
みんなの笑顔が
かくし味

不景気の時代だからこそ、家族みんなで話し合い、一つでも無駄をなくして、日々の消費を最小限におさえることができると思っています。そして、それは温暖化防止にもつながっているし、お金もあまり使わなくなるので、家計にも地球にもいい事だと思いい、この標語ができました。

京都市長賞
中学生

我が家での
事業仕分けて
無駄省く

テーマ①「お金と暮らし」 横山 佳紀(中京中学校2年生)



広告

わたしのくらし、わたしたちの地域に、協同がはぐくむ、安心と笑顔を！
コープは安心、新鮮、おいしさ、お買い得を追求し、くらしを応援します！



京都生活協同組合

075-672-6304
http://www.kyoto.coop/

広告

食事がおいしい アクセスがよい 京都市内にある 入居者がイキイキしてる

有料老人ホーム

見学してみませんか

見学随時

2011年 11:00 3/3(木) 3/19(土)

見学随時

有料老人ホーム設置運営指導指針による表示事項／類型：住宅型有料老人ホーム／居住の権利形態：利用権方式／利用料の支払い方式：一時金方式／入居時の要件：入居時自立・要支援／介護保険：在宅サービス利用可／居室区分：全個室／その他：提携ホーム移行型

京都市下京区腰ヶ井通り高辻下ル住吉町504

0120-121-075

生活科学運営

小学生 優秀賞(5作品)

テーマ①「お金と暮らし」

貯金箱 お金も夢も
たまってく

豊田 俊哉(安来小学校6年生)

コツコツ貯金をしていると、お金だけでなく、夢もふくらんでいくから。

テーマ①「お金と暮らし」

貯金箱 未来の自分へ
プレゼント

河合 雄太郎(桃山南小学校6年生)

子どもの時にためたお金を残しておく、大人になった時に、便利に使えるので、この標語にしました。

テーマ①「お金と暮らし」

募金箱 人のやさしさ
つまってる

園田 智恵(桃山南小学校6年生)

募金をしてくださった方たちは、きっとやさしい気持ちでお金を入れてくれたんだと思います。

テーマ③「ケータイとわたしたち」

絵文字より 心がかよう
笑い声

松並 樹(安来小学校5年生)

絵文字で伝えるより会って話をして笑い合う方が楽しいから。

テーマ③「ケータイとわたしたち」

ケータイが なくてもつながる
君とぼく

金谷 雪乃(朱雀第三小学校5年生)

最近、ケータイがないと生きられないなどケータイばかりをたよりにしてきているのですが、私はケータイなんかなくても友達と話せるし、しかも、これが本当の友達だと思います。

中学生 優秀賞(5作品)

テーマ①「お金と暮らし」

焼肉だ 安かったの?と
声そろろ

大田 博貴(榎原中学校2年生)

母は節約家なので食卓に高そうなものが出てきたらみんなが声をそろえて安かったの?と聞くのでこの標語を書きました。

テーマ②「食と食生活」

地産地消 始めて地域
活性化

谷口 哲朗(榎原中学校2年生)

外国のものは安いけど、そればかり買うと、地域が活性化しません。だから地元の物をたべたり、買ったりして、地域を盛り上げていくのが大切だと思い、これを作りました。

テーマ②「食と食生活」

「いただきます。」 食の恵に
感謝して

川崎 優奈(大原中学校2年生)

ふだん「いただきます。」って何気なく言っていると思います。でも、それを言うと同時に、私達のために命を落としてくれた「食」に感謝しなければならなかった。だからこの標語で「ありがとう」の気持ちが伝わればいいなと思いました。

テーマ③「ケータイとわたしたち」

声と声 対話がきずく
心の和(輪)

北川 星花(岡崎中学校2年生)

メールばかりじゃなくて本当に話すことで分かることがあるという思い

テーマ③「ケータイとわたしたち」

画面より 目を見て言って
「ありがとう」

重田 明日香(向島中学校3年生)

ケータイはたしかに話したいときにメールや電話できるし便利だし、楽しいけど、やっぱり、活字だけじゃ相手の表情、気持ちなどわからナイせいもあって、なんかむなし。言われてもうれしい言葉だろうが。それなら不器用でもイイし直接言った方がまだ伝わると思うから。

広告

●借金や過払い金の問題などでお悩みの方へ

クレジット・サラ金相談

相談料 初回無料 (1回30分)

*京都弁護士会館(御所南側)＝平日 午前・午後
*京都タワービル(JR京都駅前)＝平日 夜間
それぞれ実施中！

◆時間などはお問い合わせ下さい◆

075-231-2378

●遺言書作成や相続でお困りの方へ

遺言・相続 電話無料相談

手軽な電話相談です

相談料 無料 (1回20分)

受付：月～金 午後1時～3時30分

◆お電話いただければ、
弁護士に取り次ぎます！◆

075-255-4990

私たちの消費行動は社会を変える

京都生活協同組合副理事長
渡辺 明子

お買い物は楽しいものです。そして、しっかりと品定めをすることも大事なことです。買い物とは「消費をしている」ということですが、普段は余りそう意識せずに過ごしているように思えます。「消費」という言葉を辞典で調べると、「使ってなくすこと」「品物を生産しないで食べたり使ったりすること」となっています。消費者はというと、支払いの対価として物やサービスを受け取るだけの責任がない存在のようですが、消費には経済を活性化させるという大事な役割もあり、私たちの消費行動のありようが社会をよくも悪くもするのは確かなようです。

ある新聞に、大学生による「変形野菜を仕入れ販売し、廃棄を減らす」活動が紹介されていました。幼いころに祖父母が変形野菜を破棄するのを見て感じた「栄養も味も変わらないのにもったいない」という、一人の学生の方の問題意識が、発案のきっかけだと書いてありました。未来を担う若者が「もったいない」との意識を地域の中で行動に移したことに感心しつつ、私たち消費者の多くが日常的に商品の生産現場や現在の物流のありよう、そして最終の廃棄までをより意識した消費行動をとることができれば、社会を少し変化させることができると思いました。消費に対する考え方の変化が暮らしの豊かさの意味を変化させることになりそうです。

例えば、並んだ牛乳などの商品を、日付が新しい後ろの物からではなく前から取ることが、ごみを減らすことにつながります。わずかに1～2日の違いで手に取られなかった商品は廃棄物となり、その一部は飼料などへ再利用されますが、全国的に見るとやはり巨大なごみとなっていくからです。また、環境面だけでなく、地球の

どこかで約10億の人々が飢餓と貧困に苦しんでいるということを意識することも忘れずにいたいものです。

個人の消費と少し異なることですが、公園などでの木材使用が減ってきたことが気になっていました。確かにプラスチックなどは丈夫ですし、人による手入れが不要です。しかし、森の木々を暮らしの中で使うことで、山に人の手が入って新しい木々が育ち、森が活性化していくという自然な再生循環が行われます。森が元気だと海も元気になります。木材の活用が、自然環境を守ることにつながっていきます。そして、自然のものは「朽ち果て、再生する」ということを子どもたちが身近な経験を通して知ることが、大人になっていく上で大切なのではないかと思います。

古くから「暮らし」をととても大切にしてきた京都の町が好きです。人々が自然との調和を考えた賢い暮らしをしてきたことを、心にとどめ、今後10年20年後をしっかりと見据えた消費行動をとっていきたいですね。



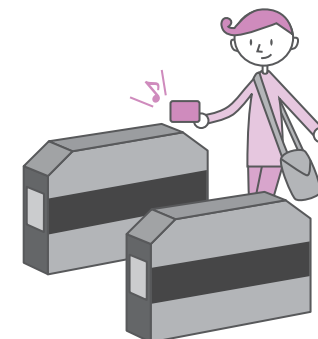
すぐに使える すえぶくろ

ご存じですか？

電子マネーって何？

発行総額が今や1兆円を超え、その便利さから私たちの生活に広く普及している電子マネー。電子マネーを利用することで、電車の切符を買わなくても改札を通過できたり、スーパーやコンビニで小銭を使わず手軽に支払いができます。

しかし、便利になる一方、よく理解せずに利用してしまったことで、後で契約トラブルとなる場合もあります。電子マネーを利用する前にそのメリットとデメリットをよく考え、正しい知識を持つようにしましょう。



電子マネーとは

電子マネーとは、一般的に金銭的な価値を電子情報化したものを言い、利用者は受け取った物やサービスの対価を電子マネーで支払うことができます。電子マネーには次の2つの種類があります。

IC型

ICチップを記録媒体にし、入金（チャージ）することができる電子マネーをIC型といいます。ICチップはカードや携帯電話などに搭載され、いわゆる「電子マネーを入れるお財布」となります。決裁方法には、前払式（プリペイド）と後払式（ポストペイ）の2種類があります。

サーバー型

あらかじめコンビニなどで電子マネーのID番号が入った専用カードを購入すると、電子マネー発行会社のサーバー上に電子マネーの残高情報が記録されます。これが「インターネット上にある電子マネーのお財布」となり、利用者は加盟店サイトでID番号を入力すれば、ネットショッピングでの決済を行うことができます。電子マネー発行会社ホームページにID番号でログインすると、残高照会やチャージなども可能です。

電子マネーのメリット・デメリット

メリット

- お金を数える手間なく簡単に支払い、おつりも受け取らなくてよい
- 鉄道会社やバス会社が発行する交通系の電子マネーなら、切符を買わなくても、すぐに改札を通過できる
- 前払式の電子マネーは審査不要で匿名性がある
- ポイントをためることができ、店によっては割引サービスがある
- 利用限度やチャージ金額の設定によって使いすぎない工夫ができる
- パソコン、レシートなどで利用履歴が把握できる場合、家計簿代わりになる

デメリット

- 前払式は事前にチャージが必要
- 一度電子マネーに変えると、再現金化できないのが原則
- 前払式はチャージ限度額が少額なので、高額商品が購入できない
- 各社の電子マネーに互換性がない
- 前払式は紛失や盗難などの際、交通系以外はほとんど補償されない
- 複雑な契約関係や電子情報のやり取りを経るので、トラブル発生時に解決に手間取る

参考：『消費生活相談員のための電子マネー基礎知識』（社）全国消費生活相談員協会関西事務所発行

消費生活相談の小窓



金の価格の高騰により、貴金属の訪問による買い取りの相談が増加しています。「タンスの奥に眠ったまま使わない貴金属類はないか」と買い取り業者が訪問してくることはありませんか。「お小遣い稼ぎに」「生活資金の足しに」と軽い気持ちで業者を家に招き入れることで、トラブルも多数起こっています。

また、初めは「着物」の買い取りを持ち掛けながら、本当は「貴金属」の買い取りを目的にしているようなケースも見受けられるので、注意してください。

このようなトラブルが…

突然、業者が貴金属を買い取ると訪問してきた。「我が家に売る物はない」と断っても、「何かあるだろう」と引き下がらず強引で怖かった。

「貴金属を買い取ります」というチラシを見て業者を呼び、貴金属や宝石を買い取ってもらったが、後で、市価より安い価格であったことに気付いた。

「不用な着物を買い取る」という電話があり、処分に困っていた着物を引き取ってもらおうと思い、来てもらった。ところが、着物はさっと見ただけで、貴金属を出すようにしつこく言われ、着物数枚と出した貴金属をすべて買い取っていった。

！ 自宅への訪問によるため、相談者は60代以上の女性、職業は家事従事者か無職である割合が非常に高くなっています。

広告

左官は、塗壁で環境問題を提案！

塗壁が CO₂ を吸収し、低炭素化に貢献…

塗壁は優れた「抗菌性」によりウイルスを排除
衛生的で結露のない生活を提供します…



京都左官協同組合
600-8372
京都市下京区大宮通五条南
075-353-7335
<http://kyotosakan.com>

広告

気になる症状に漢方薬

アトピー・不妊・咳・関節痛・高血圧・・・お悩みは人それぞれ。漢方薬なら、あなたにぴったりのお薬があります。「漢方薬のきぐすり.com」なら、漢方薬や健康情報、全国の信頼できる漢方相談薬局・薬店も検索できます。

京都府 ご紹介薬局
伏見区 カワライ薬局
下京区 市兵衛薬局
上京区 清風堂薬局
北区 吉田薬局
宇治市 健伸堂薬局
久世郡 佐野薬局
福知山市 黄治湯薬品

今すぐ
クリック！
漢方薬のきぐすり.com
漢方薬 検索

クーリング・オフで契約の解除ができない!?

同じ訪問でも、消費者が商品やサービスを購入する訪問販売の場合は消費者を保護する特定商取引法が適用になりますが、消費者が買い取ってもらう訪問買い取りの場合、特定商取引法の規制が及ばず、クーリング・オフを主張して契約を解除することができません。

ただし、買い取りサービスの契約は消費者契約であり、消費者が業者に帰ってほしいと意思表示をしても帰らず、困惑して契約した場合には、消費者契約法により契約の取り消しを主張できる可能性があります。

貴金属の買い取りには「古物営業法」に基づく届け出が必要

古物とは、一度使用された物品や新品でも使用のために取り引きされた物品、及びこれらの物に本来の用途・目的に変更を加えないような修理・加工をした物品をいい、訪問買い取りで取引される貴金属は古物に当たります。

古物には盗品等の混入のおそれがあるため、売買を行うには古物営業法に基づき、営業所が所在する都道府県の公安委員会ごとに許可を受ける必要があり、古物商が訪問買い取りをする場合、この「古物商許可証」を携帯する必要があります。また、従業員等が訪問買い取りをする場合は「行商従事者証」の携帯が必要です。

消費者へのアドバイス

● 相手がどのような業者か確認をする

契約前に、業者の住所や電話番号を確認するのはもちろんのこと、「古物商許可証」や「行商従事者証」の提示を求めて内容を確認し、書き留めておきましょう。このような求めに応じようとしない業者とは契約をしないことが大切です。

● 買い取ってもらうつもりがないならきっぱり断る

いったん業者に引き渡した品物を取り戻すことは大変困難です。買い取ってもらうつもりがないのであれば、業者の訪問があっても玄関のドアを開けずにきっぱり断りましょう。

業者が自宅に居座ったり、貴金属を出せと強く迫るなど怖い思いをしたときは、警察を呼びましょう。

● 何かあったらすぐに相談する

買い取りの内容に不安があったり、業者の対応に不審な点がある場合は、市民総合相談課(市民生活センター)にご相談ください。

消費生活相談ダイヤル 256-0800

広告

社団法人 京都犯罪被害者支援センター

犯罪などによって被害を受けた方やそのご家族、ご遺族が抱える悩みの解決や、心のケア等を支援するため電話相談、面接相談、裁判傍聴の付添いなどの活動をしています。まずはお電話ください。



相談電話 075-451-7830
0120-60-7830
月～金 13:00～18:00
(祝日・年末年始を除く)
相談は無料。秘密は守ります。

広告

ザ・あんぱん 京都

志津屋こだわりの味わい
選りすぐった材料を丹念に仕込み、創業六〇余年の技術で焼き上げた志津屋独自のこだわりの味。召しませ、京風あんぱん。

丹波大納言小倉あん
丹波大納言こしあん
丹波大納言あずき入白あん
宇治抹茶入白あん
スイートポテトあん
5種類の上品な美味しさを
お楽しみ下さいませ。

株式会社志津屋
京都市右京区山ノ内五反田町 35 TEL(075)811-6000(代)
<http://www.sizuya.co.jp>